

H18.10月 同和行政について 57

3. 課題

同和対策事業関連諸施策のうち個人給付的施策については、見直しの判断材料および今後の施策の企画立案のための基礎資料とするため、平成15年度に「草津市地域福祉と人権のまちづくり総合実態調査」を実施したところである。

その結果は、次のとおりである。

- ①世帯年収は、依然として一般地区と同和地区の所得の較差が存在する。
- ②同和地区の生活環境の分野をはじめ、多くの分野で相当の改善が進んできているが、なお、教育、就労、福祉等の分野で課題も残されている。

これらのことから、

- ①激変緩和的な措置を講ずる必要がある施策については、一定の経過措置を講じて終了する。
- ②今日なお残されている事業課題については、これまでの施策の成果に支障を来たさないこと等を考慮することと併せて、経済的自立の観点から減免措置の一層の適正化を図る。
- ③一部の個人給付的施策は廃止または段階的に廃止をするものの、同和地区の実情や事業の必要性等を見極め、教育・福祉・就労の一部事業については経過措置として平成21年度まで継続するものである。また、継続する施策等についても、一定の所得制限を設ける。

などを行ったところである。

また同和対策事業関連諸施策のうち特別対策は、実施状況について不断の見直しを行う中で、その是非を問うこととしたところである。なお、現在実施している個人給付的施策については、5年後の平成21年度に再度、一般対策への移行等を基本に見直しを行うこととした。

4. 今後の方針

今後、本市においては、国の同和対策審議会答申が指摘しているように「差別が現存するかぎり同和行政は積極的に推進されなければならない」との基本認識に立ち、同和問題解決に向け、人権問題の本質からとらえ、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという視点を踏まえ、今後も引き続き同和問題の解決を市政の重点課題と位置づける。

特に、同和行政には、これまでの成果を損なうことなく、同和対策事業が培ってきた事業のノウハウを活かしながら、総合行政として取り組むとともに、同和地区住民・同和地区出身者のみに限定せず、さまざまな課題を有する人びとの自助・自立を図り、誰もがそれぞれの個性や能力を活かして、自己実現を図るために、人権尊重の視点に立った一般施策を一層効果的に活用し取り組んでいくものである。

H22.4.1

個人給付的施策一覧表

事業名	現行施策内容	平成21年度実績	検討部会等			
			福祉・就労部会	教育・その他部会	隣保館等運営審議会	その他
保育料減免 〔保育課〕	【目的】同和地区的保育所入所児童家庭の職業安定、児童の教育および生活習慣の向上を図り、福祉の推進に資する。 【対象】同和地区内に居住し保育所に入所した児童の保護者で個人施策対象であると認められた者 【内容】保育料階層区分に応じ減免	H21年度実績 【対象者】48名 【減免額】2,432,250円	○			
特別敬老祝金支給 〔長寿福祉課〕	【目的】同和地区的老人に、敬老の意を表すとともに、福祉の増進を図る 【対象】同和地区住民で70歳以上の者 【内容】5,000円／人を支給	H21年度実績 【対象者】282件 【支給額】1,410,000円	○			
重度心身障害者(児)福祉医療費助成 〔保険年金課〕	【目的】障害者の医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図る。 【対象】同和地区住民で、身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者手帳4級に該当する者【所得制限あり】 【内容】医療保険の一部負担金から自己負担金(*1)を除いた額を助成 (*1) 入院：1,000円／日 (月額上限 14,000円) 外来：1レセプト当たり500円 (調剤は対象外)	H21年度実績 【対象者】4名 【医療費】507,648円	○			
重度心身障害老人福祉医療費助成 〔保険年金課〕	【目的】障害者医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図る。 【対象】同和地区住民で、後期高齢者医療制度の該当者で、身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者手帳4級に該当する方【所得制限あり】 【内容】高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金相当額から自己負担金(*1)を除いた額を助成 (*1) 入院：1,000円／日 (月額上限 14,000円) 外来：1レセプト当たり500円 (調剤は対象外)	H21年度実績 【対象者】7名 【医療費】807,401円	75才以上 4600万円 350名(49B)	○		
精神障害者精神科通院医療費助成 〔保険年金課〕	【目的】精神障害者の医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図る。 【対象】同和地区住民で、障害者自立支援法の規定による自立支援医療受給者証（精神通院医療）および精神障害者の保健福祉手帳の交付を受け、精神障害者保健福祉手帳3級に該当する者【所得制限あり】 【内容】自立支援医療（精神通院医療に限る）の自己負担分を助成	H21年度実績 【対象者】1名 【医療費】28,538円	109名 300万円	△21%		
老人福祉医療費助成 〔保険年金課〕	【目的】老人医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図る。 【対象】同和地区に居住する65歳から69歳までの方【所得制限あり】 【内容】医療保険の一部負担金から、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を控除した額を助成	H21年度実績 【対象者】46名 【医療費】3,136,559円		○		
自動車運転免許取得補助 〔産業労政課〕	【目的】同和地区的失業者および不安定就労者等で低所得者の安定就労を促進する。 【対象】同和地区住民で、自己資金では免許取得が困難であり、取得により就労の安定に役立つと認められる者【所得制限あり】 【内容】必要基本経費の2／3を限度に入所に必要な前納経費を補助	H21年度実績 【対象者】17件 【補助額】3,113,400円		○		
職業訓練受講奨励金支給 〔産業労政課〕	【目的】同和地区的失業者および不安定就労者で、低所得者の安定就労を促進する。 【対象】同和地区住民で、経済的により職業訓練等を継続して受けることが困難な者【所得制限あり】 【内容】職業訓練等経費の4／5(上限額：20万円)を補助	H21年度実績 【対象者】2件 【補助額】127,600円		○		

●個人給付の施策一覧表

事業名	現行施策内容	平成21年度実績	検討部会		
			福祉・就労部会	教育・その他部会	賃貸等議論会
9 修学援助資金給付 〔学校教育課〕	<p>【目的】学校教育法に規定する高専、専修、大学に修学することが経済的に困難な方に対し給付をし、有能な人材の育成を図る。</p> <p>【対象】同和地区住民で、高専(4~5年)、専修、大学に修学しようとする者</p> <p>【内容】 【所得制限あり】 (奨学金／月) (支度金) 【全日制・定時制】 高専(4~5年、専攻)・専修(専門課程)・大学 6,000円 20,000円 【通信制】 専修学校・大学 3,300円 10,000円 </p>	(合計) 3,953,400円 1学期支給額: 1,818,500円 2学期支給額: 1,228,300円 3学期支給額: 906,600円		○	
10 固定資産税減免 〔税務課〕	<p>【目的】税負担の軽減を通じて生活安定を図る。</p> <p>【対象】属地属人で課税対象者</p> <p>【所得制限あり】【対象資産の限定あり】</p> <p>【内容】固定資産税、都市計画税の30%を減免</p>	H21年度実績 【対象者】343件 【減免額】11,240,500円		○	
11 生活安定資金貸付 〔人権政策課〕	<p>【目的】就労の安定を欠く対象地域の生活安定と向上を図る。</p> <p>【対象】就労の安定を欠く対象地域の低所得世帯者</p> <p>【内容】貸付限度額 1号資金として10万円 2号資金として20万円</p>	H21年度実績 【対象】60件 【事業費】6,150,750円		○	
12 中小企業者支払利子補給補助 〔商業観光課〕	休止	—	○		

H22.4.1

22特別対策施策一覧表

事業名	現行施策内容	平成21年度実績	検討部会等			
			福祉・就労部会	教育・その他部会	隣保館等運営審議会	その他
就労対策推進事業 〔産業労政課〕	対象地域住民の安定就労の促進と地域の産業振興を図るため、大型共同作業場を設置し、地元の管理運営組合に運営を委託している。また、内職作業支援業務についても管理運営組合に委託している。	管理委託料 2,062,600円	○			
自生活動事業 〔学校教育課〕	教育集会所および隣保館における児童等の自主的ななまづくり活動および学習活動の指導を行っている。	開設費 6,758,000円		○		
訪宅指導 〔学校教育課〕	児童等の家庭を訪問し、児童等の生活実態、教育上の諸問題等について指導を行っている。	謝金 1,596,000円		○		
自生活動学級促進事業 〔学校教育課〕	バス通学の導入により、自生活動学級への参加を促進を図るために、バス定期代の自己負担額（第1子1/2・第2子以降1/4）の1/2を補助している。	補助金 457,552円		○		
通学支援事業に伴う新田会館前バス停管理業務 〔学務課〕	平成17年度、一般施策として草津市通学支援事業が開始されたことに伴い、「新田町教育を考える会」にバス停管理業務を委託している。おもな業務としては、バス停入口の車止めの開閉（登校時1回、下校時最大4回）やバス停でのバス誘導、バスを利用する児童の安全指導等であり、地元の2名の指導員が交代で行っている。	委託料 600,000円		○		
住民交流啓発事業委託 〔人権政策課〕	同和問題の解決に向けた諸事業の展開について、市同和事業促進協議会に委託している。	委託料 8,400,000円		○		
分譲地残地等における住民駐車場貸付 〔人権政策課〕	町内の住環境整備の一環として、町内会からの強い要望により、分譲地の残地等を一部町内会用駐車場として活用している。当初は、無償で貸与していたが、平成19年度から一部減免して町内会に有償貸付している。	歳入（人権政策課） 西一 442,693円 新田 176,407円 橋岡 125,670円 歳入（住宅課） 新田 75,150円 西一 76,620円		○		
隣保館での各種講座実施時の材料費等経費の公費補助事業 〔各隣保館〕	隣保館での各種講座実施時に材料費等経費の1/3を補助している。	材料費 497,000円		○		
家庭支援推進保育士配置 〔保育課〕	現在、草津第二保育所に4名、第三保育所および第四保育所に各2名の加配保育士を配置している	加配8名配置		○		
市立幼稚園同和教育加配教員配置 〔学校教育課〕	山田幼2名、老上幼1名、常盤幼1名の幼稚園教員を配置している。	加配4名配置		○		
住宅集会所管理 〔人権政策課〕	住民の自主自立促進と差別解消に向けた連帯意識向上のため、昭和57年に西一地区、昭和61年に新田町に設置した。敬老会やお葬式等の町内行事の場として活用されている。運営については、地元町内会で行われているが、公共料金をはじめ修繕等の管理は人権政策課で行っている。（西一地区については、平成15年度より光熱水費は町内会負担となっている。）	光熱水費 110,232円 保守点検 25,200円		○		
健康相談 〔健康増進課〕	乳幼児から高齢者まで幅広く総合的な健康に関する相談に応じ、来相者への正しい知識の普及、情報提供と不安の解消を図る。また、健康診査・乳幼児健診等の受診勧奨を行う。 ・西一、新田、橋岡は1回/週健康相談実施。 ・芦浦は1回/月実施	一回当たり5人～20人程度参加			○	

●特別対策施策一覧表

	事業名	現行施策内容	平成21年度実績	検討部		
				福祉・就労部会	教育・その他部会	議等審査会
13	国民年金制度周知啓発・年金相談 〔保険年金課〕	<p>年金相談を行い、年金加入期間の照会・確認をすることにより、また、年金未加入者・保険料未納者への年金制度の周知・啓発を行うことにより、年金受給権の確保を図っている。</p> <p>なお、国民年金保険料の未納者には、申請免除制度を説明し、免除申請を促すことで、将来の年金受給権の確保が図れるよう指導・啓発を行っている。また、各種裁定請求手続きの指導も行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットの配布 年1回 ・会館だよりでの啓発 毎月1回 ・年金相談 各会館で年1回開催 	会館だより広報費 相談者数 23人 11,942円			
14	旧地域改善向け公営住宅の家賃 〔住宅課〕	公営住宅法の改正により、近傍同種家賃の算定方法が定められたが、旧地域改善向け公営住宅の性格を考慮し家賃を低額に設定している。	収入超過者8戸 高額所得者2戸 収入未申告者25戸 公営の改良住宅扱い4戸 家賃上限設定1戸			
15	改良住宅家賃 〔住宅課〕	現在の改良住宅の家賃は、一般公営住宅（旧地域改善向住宅を含む）の家賃とは異なり、政策的な位置づけとして条例において低額な家賃を定めている。	改良住宅建設戸数250戸 内対象戸数216戸			
16	旧地域改善向公営住宅の入居 〔住宅課〕	草津市では旧地域改善向公営住宅を条例において「生活環境の改善を図るべき地域」と明記の上「特定目的公営住宅」として一般公募とは別に地域を限定して募集している。	—			○

同和尚題に係る一般施東一覧表

種別	事業名	現行施策内容	平成21年度実績
啓発	人権尊重と部落解放をめざす市民のつどいの開催 〔人権センター〕	市民が一堂に会し、人権問題について互いに研修を深め、人権意識を育め合い同和問題の解決をめざすことを目的として開催する。	
啓発	草津市人権擁護推進協議会・草津市・草津市教育委員会 主 催 草津市人権藝術創造館 開催日 平成22年2月11日(木)／祝日 場 所 公演、人権作品入賞者表彰、発表、ツアーパートicipant体験発表	[参加者] 約900人 [事業費] 1,796千円	
啓発	草津市部落解放女性のつどいの開催 〔人権センター〕	部落解放を全市民の運動に広げ、一切の差別を根絶し、人権が尊重された住みよい社会をめざして行動するため開催する。(第28回) 草津市部落解放女性のつどい実行委員会 主 催 草津市同和教育推進協議会・草津市 開催日 平成21年11月15日(日) 場 所 草津アミカホール	[参加者] インフルエンザのため中止 [事業費] 135千円
啓発	草津市部落解放青年集会の開催 〔人権センター〕	市内の青年が実行委員会をつくり同和問題の学習を通して若さと行動力で差別のない明るい社会の構築をめざすことをねらいに開催する。 主 催 草津市部落解放青年集会実行委員会・草津市 開催日 平成22年1月24日(日) 場 所 草津アミカホール 内 容 演劇、人権コンサート	[参加者] 329人 [事業費] 435千円
啓発	草津市同和教育研究大会の開催 〔学校教育課〕	「差別の現実に深く学び、生活を高め未来を保障する教育を確立しよう」を研究主題に、日頃より同和問題の早期解決をめざして取り組まされてきた成果と課題を分析しながら、課題解決に向けての研究とその実践の交流を深めるために実施する。 主 催 草津市教育委員会・市同和教育推進協議会・市同和教育研究会 開催日 平成21年8月1日(土) 場 所 草津市役所・その周辺	[参加者] 約1000人 [事業費] 864千円
啓発	町内学習懇談会推進者研修講座(第1・2講座)の開催 〔人権センター〕	町内学習懇談会が更に充実発展するよう、市同推協委員、学区(地区)同推協委員、町同推委員、行政の協力者を対象に研修講座を実施する。 開催日 平成21年6月27日(土) 場 所 市役所2階特大会議室 参 加 者 数 700名程度 内 容: 第1講座、第2講座	[参加者] 609人 [事業費] 280千円

同和問題に係る一般施策一覧表

種別	事業名	現行施策内容	平成21年度実績
啓発 〔人権センター〕	学区(地区)同和教育推進協議会による研修会等の実施 〔人権センター〕	部際差別をはじめとするあらゆる差別の解消と一人ひとりの人权が尊重された地域づくりのために、学区(地区)の同推協委員並びに各町の推進委員の資質向上をめざして研修会を実施する。(第3講座、第4講座)	〔参加者〕 4,322人 〔事業費〕 2,372千円
啓発	町内学習懇談会の実施 〔人権センター〕	各学区(地区)の公民館、会館等 所 研修講演、町内学習懇談会の内容と進め方について 研修年度の総括研修会〔成果と課題〕等	
啓発	同和問題解決のための社会教育関係団体等への活動補助 〔人権センター〕	部落差別解消に向けて、地域が自ら主導的に取り組むこと ができる草の根学習の場として、地域に密着した啓発活動の中心とし て町内学習懇談会を実施する。 開催日 9月～2月までの間 場 所 各町の集会所ならびに会館 社会教育関係団体等が実施する同和問題の解決に向けた研修活 動に対して補助金を交付する。 ・対象地域社会教育関係団体 37団体 ・対象地団体 3団体	〔参加者〕 約3,864人 〔事業費〕 0千円
啓発	市同和教育推進協議会による研修等の実施 〔人権センター〕	同和問題解決のためのリーダーとしての資質の向上を図るために委員 研修を実施する。また、居住地、団体、啓発、企業の各活動部会に分 かれ、部会に相応しい活動を実施する。 ・委員先進地研修(開催時期・7月18～19日) ・委員研修(開催時期・3月21日)	〔事業費〕 1,240千円
啓発	企業内同和問題研修啓発推進班員による企業内同和 問題の啓発推進 〔産業労政課〕	企業が同和問題についての正しい理解と認識を深め、企業自身が推 進されるよう、市の副参事級以上の職員、商工会議所、企業同推協役 員で、7月、2月に1班2名体制で2社程度の企業を訪問し啓発を行う。	〔訪問数〕 7月 257社、 2月 74社 〔事業費〕 100千円
啓発	草津市企業同和教育推進協議会との連携と活動強化 〔産業労政課〕	企業啓発の中核的推進母体である草津市企業同和教育推進協議 会の活動強化と組織の拡充に努めるとともに、協議会と連携し、各種 研修会等を実施する。	〔事業費〕 680千円
啓発	企業啓発指導員等による企業啓発 〔産業労政課〕	市が設置する企業啓発指導員により、企業内同和問題研修啓発の 取り組みについて企業へ啓発を行う。	〔事業費〕 5,572千円

教育・その他部会での検討事業および日程について

番号	回数	日程	検討事業名	区分	備考
1	第1回 8月25日 午後		固定資産税減免 〔税務課〕	個人給付	
2			分譲地残地等における住民駐車場貸付 〔人権政策課〕	特別対策	
3			住宅集会所管理 〔人権政策課〕	特別対策	
4			隣保館での各種講座実施時の材料費等経費の 公費補助事業 〔各隣保館〕	特別対策	
5			旧地域改善向公営住宅の入居 〔住宅課〕	特別対策	
6	第2回 9月下旬		修学援助資金給付 〔学校教育課〕	個人給付	
7			自主活動事業 〔学校教育課〕	特別対策	
8			訪宅指導 〔学校教育課〕	特別対策	
9			自主活動学級促進事業 〔学校教育課〕	特別対策	
10			通学支援事業に伴う新田会館前バス停管理業 務 〔学務課〕	特別対策	
11	第3回 10月下旬		市立幼稚園同和教育加配教員配置 〔学校教育課〕	特別対策	
12			家庭支援推進保育士配置 〔保育課〕	特別対策	
13			生活安定資金貸付 〔人権政策課〕	個人給付	
14			住民交流啓発事業委託 〔人権政策課〕	特別対策	

福祉・就労部会での検討事業および日程について

	回数	日程	検討事業名	区分
1	第1回	8月30日	保育料減免 〔保育課〕	個人給付
2			特別敬老祝金支給 〔長寿福祉課〕	個人給付
3	第2回	9月下旬	老人福祉医療費助成 〔保険年金課〕	個人給付
4			重度心身障害者(児)福祉医療費助成 〔保険年金課〕	個人給付
5			重度心身障害老人福祉医療費助成 〔保険年金課〕	個人給付
6			精神障害者精神科通院医療費助成 〔保険年金課〕	個人給付
7	第3回	10月下旬	自動車運転免許取得補助 〔産業労政課〕	個人給付
8			職業訓練受講奨励金支給 〔産業労政課〕	個人給付
9			就労対策推進事業 〔産業労政課〕	特別対策
10			中小企業者支払利子補給補助 〔商業観光課〕	個人給付

草津市同和対策施策見直し検討委員会」における検討の進め方

検討する事項

同和対策施策（個人給付的施策、特別対策）として継続している事業について検討する。

施策の区分	専門部会
①同和対策施策（福祉関係） 個人給付的施策 6 施策	福祉・就労部会
②同和対策施策（就労関係） 個人給付的施策 3 施策、特別対策 1 施策	
③同和対策施策（教育関係） 個人給付的施策 1 施策、特別対策 5 施策	教育・その他部会
④同和対策施策（その他） 個人給付的施策 2 施策、特別対策 6 施策	

○各施策の単位ごとに御意見をいただく。

見直しの観点

- ① 同和問題の解決につながっているか、有効な施策か
- ② 市民に理解の得られる施策か
- ③ 一般施策として対応できないか

検討の区分

- ① 一般施策として対応する施策
 - ・経費等を考慮した上で、一般施策として対応する
- ② 事業の内容について修正する施策（所得制限等）
 - ・所得制限を見直す
 - ・補助額や減免率を見直す
 - ・事業の実施方法や内容等について見直す
- ③ 経過措置を設け、廃止する施策
 - ・終期を設定し、段階的に制度を縮小し廃止する
 - ・終期を設定し、経過措置として現施策を継続する
- ④ 廃止すべき施策
 - ・平成 23 年度から廃止する
- ⑤ 継続する施策
 - ・引き続き継続する

同和対策施策概要説明書					
事業概要	施策名	保育料減免			
	担当部局名(部・所属)	健康福祉部 保育課			
	事業開始年度	平成49年			
	根拠法令等	草津市保育の実施に関する費用徴収規則			
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理(委託先又は指定管理者: <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先: <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: <input type="checkbox"/> その他(
	目的(何のために)	歴史的、社会的な理由によって、生活環境の安定向上が阻害されている地区に者に対し、保育料の減免措置を講ずることで、乳幼児の福祉増進と保護者の就労することを目的としている。			
	対象(誰・何を対象(三))	保育所に入所した児童の保護者(旧地域改善対策特別措置法第1条に規定する対象有する者)			
	事業の歴史的経緯	同和保育所設置の背景として、部落差別により教育の機会均等などが奪われてきた者の就労は、不安定な状況におかれ、基本的な生活習慣、社会性、言語表現力など能力を発揮できない状況におかれていたことで、乳幼児の成長発達過程にまで深く影響した現状があった。 保育料については、保護者の就労確保、児童の健全育成を図るため、開設当初の全階層一律40%の減免を実施し、保育所への入所促進を行った。平成2年度からほど、実態に見合う減免率の見直しを実施し、現在に至っている。			
	所得制限	有(有の場合の制限額:所得税額が、68000円以上の世帯)			
	事業内容(手段、手法など)	所得階層により保育料の減免を実施する。 B、C階層(市民税課税世帯)、40%減免 D1~D6(所得税68000円未満の世帯)、35%減免			
	事業の必要性	地区保護者の保育料の算定基準となる所得額については、「200万以上300万未く、保護者の取り巻く厳しい環境が依然として現存することから、子どもの養育環境の保護者負担の軽減は必要である。			
事業費(財源内訳・単位千円)	年 度	総額(千円)	財源内訳		
			国・県支出	市債	その他(受益者負担)
	H19(決算)	1,928			
	H20(決算)	2,428			
	H21(決算)	2,432			
	H22(予算)	2,432(見込)			
平成22年度事業費内訳	保育料減免(H22.6現在の予定額) 2,643千円(59人) 第2保 51人 第3保 5人 第4保 3人				

事業の成果と課題 (同和問題の解決に 向けた視点で)	地区児童の保育所入所率は高く、福祉的支援の推進は図られており、就労率も微増ではあるが向上し、保護者の就労確保と生活の安定を図られているところであるが、まだまだ地区的親の就労は不安定な実態が見られ 個人所得から見ると、景気不況もあって依然として改善は図れていない現状がある。このことに伴い、保育料の経済的負担が大きく、保育料の滞納割合も高い。																																												
一般施策化した場合 の経費等について	<p>類似の制度の有無 (有の場合、制度名と制度の概要) 無</p> <p>一般施策化に要する経費等 事業費</p>																																												
福祉実態調査との関 係性	<p>乳幼児・子育て実態調査より ○世帯の年間総収入額が一般は「500万以上750万未満」が最も高いが 地区では「200万以上300万未満」が最も高い。(P271)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 世帯の年間総収入額 500万未満 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>一般</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前回</td> <td>56.9%</td> </tr> <tr> <td>今回</td> <td>73.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○父親の雇用形態については、「正規の職員・従業員」が一般では86.3%と高いが、地区では1.3%にとどまっており「パート・アルバイト」等や「日雇い」が多い。(P279)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 父親、母親の就労の有無 (父親就労有) 地区 一般 (母親就労有) 地区 一般 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>一般</th> <th>地区</th> <th>一般</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前回</td> <td>92.0%</td> <td>前回</td> <td>47.1%</td> </tr> <tr> <td>今回</td> <td>94.1%</td> <td>今回</td> <td>56.7%</td> </tr> </tbody> </table> ● 雇用形態 (父親正規職員) 地区 一般 (母親パート) 地区 一般 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>一般</th> <th>地区</th> <th>一般</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前回</td> <td>51.3%</td> <td>前回</td> <td>68.3%</td> </tr> <tr> <td>今回</td> <td>51.3%</td> <td>今回</td> <td>78.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○同和問題解決に向けて行政が取り組むべき重点課題についても「子育て支援対策」と「就労保障」が最も多い。(P338)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子育てに関する悩みや不安 子どものしつけに自信が持てない (P325) <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>一般</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前回</td> <td>39.1%</td> </tr> <tr> <td>今回</td> <td>47.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○子育てにかかる経済的負担割合で保育料では、一般が31.7%に対し、地区では55.6%とい。(P327)</p>	地区	一般	前回	56.9%	今回	73.6%	地区	一般	地区	一般	前回	92.0%	前回	47.1%	今回	94.1%	今回	56.7%	地区	一般	地区	一般	前回	51.3%	前回	68.3%	今回	51.3%	今回	78.2%	地区	一般	前回	39.1%	今回	47.1%								
地区	一般																																												
前回	56.9%																																												
今回	73.6%																																												
地区	一般	地区	一般																																										
前回	92.0%	前回	47.1%																																										
今回	94.1%	今回	56.7%																																										
地区	一般	地区	一般																																										
前回	51.3%	前回	68.3%																																										
今回	51.3%	今回	78.2%																																										
地区	一般																																												
前回	39.1%																																												
今回	47.1%																																												
県内の他自治体の状 況	<p>他市の状況 H21.7.24</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>市 名</th> <th>制度の有無</th> <th>内 容</th> <th>継続・廃止の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>草津市</td> <td>○</td> <td>B C 40% D 6まで35% D 7以上減免なし</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>A 市</td> <td>×</td> <td></td> <td>H 3</td> </tr> <tr> <td>B 市</td> <td>×</td> <td>制度変更 C 1以下1ヶ月1,000円</td> <td>H 17から</td> </tr> <tr> <td>C 市</td> <td>×</td> <td></td> <td>H 15</td> </tr> <tr> <td>D 市</td> <td>×</td> <td>一般減免制度で対応</td> <td>H 17から</td> </tr> <tr> <td>L 市</td> <td>×</td> <td></td> <td>H 14</td> </tr> <tr> <td>F 市</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>G 市</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>I 市</td> <td>○</td> <td>全階層減免 40%</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>H 市</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市 名	制度の有無	内 容	継続・廃止の時期	草津市	○	B C 40% D 6まで35% D 7以上減免なし	継続	A 市	×		H 3	B 市	×	制度変更 C 1以下1ヶ月1,000円	H 17から	C 市	×		H 15	D 市	×	一般減免制度で対応	H 17から	L 市	×		H 14	F 市	×			G 市	×			I 市	○	全階層減免 40%	継続	H 市	×		
市 名	制度の有無	内 容	継続・廃止の時期																																										
草津市	○	B C 40% D 6まで35% D 7以上減免なし	継続																																										
A 市	×		H 3																																										
B 市	×	制度変更 C 1以下1ヶ月1,000円	H 17から																																										
C 市	×		H 15																																										
D 市	×	一般減免制度で対応	H 17から																																										
L 市	×		H 14																																										
F 市	×																																												
G 市	×																																												
I 市	○	全階層減免 40%	継続																																										
H 市	×																																												
備考																																													

同和対策施策概要説明書

施策名	特別敬老祝金				
担当部局名(部・所属)	健康福祉部 長寿福祉課				
事業開始年度	昭和52年度				
根拠法令等	決裁で定める				
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:) <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()				
	同和地区に居住する高齢者の長寿を祝い、敬意を表し、地域福祉の推進を図るため。				
	基準日(毎年度6月15日)に対象地域に居住する満70歳以上の方(属地属人) ※3ヶ月の居住要件有り。				
	同和対策事業として、環境整備が進められる中、同和地区の生活環境は、年々改善されていったが、部落差別により、現役時代に不安定な就労を余儀なくされたために、老後は、一般地区の高齢者と比較して、相対的に同和地区の高齢者は低所得であった。 このため、一般施策で実施している長寿祝金とともに特別敬老祝金を支給してきた。				
事業概要	所得制限	<input checked="" type="radio"/> (有の場合の制限額: 円)			
	事業内容(手段、手法など)	事前に、当該年度の支給者名簿を各地区の同促会長に確認してもらったうえで、9月上旬から中旬にかけて、各地区的民生委員(一部の地区では、当課および隣保館職員)から対象者(70歳以上)に手渡しをする。			
事業の必要性	部落差別意識が非常に強い時代に現役世代を生き抜いてこられた同和地区の高齢者に敬老の意を表すこととあわせて、精神的安定を享受する機会としてもらうため。				
事業費(財源内訳・単位千円)	年 度	総 額 (千円)	財源内訳		
			国・県支出	市債	その他 (受益者負担等)
	H19(決算)	1,305	0	0	0
	H20(決算)	1,400	0	0	0
	H21(決算)	1,410	0	0	0
平成22年度 事業費内訳	@ 5,000円×318人=1,590,000円				

事業の成果と課題 (同和問題の解決に 向けた視点で)	<p>特別敬老祝金の支給は、一時的にではあるが支給対象者の生活安定に寄与し、また精神安らぎを与えてきたものと思われる。</p> <p>しかしながら、本市の財政状況等を勘案し、平成22年度から、一般施策として実施している敬老祝金が対象者、支給額とも大幅に縮小される中、当祝金の在り方についても、検すべき必要がある。</p>																						
一般施策化した場合 の経費等について	<p>類似の制度の有無 (有の場合、制度名と制度の概要) 有 長寿祝金の支給</p> <p>基準日に満77歳、88歳、99歳、100歳以上の方に10,000円の祝金を支給。 市内最高齢の男女の方には、30,000円の祝い金を支給。</p> <p>一般施策化に要する経費等</p> <p>事業費</p>																						
福祉実態調査との関 係性	<p>同和地区の高齢者は、一般地区の高齢者と比較して、概して収入が低い傾向がある。(193P) また、「収入がない。」および「生活保護費が収入源になっている。」割合も高く(182P)、収入面で不安を感じている世帯が多いと思われる。</p> <p>〈その他のデータ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的年金の加入状況⇒未加入者が多い。⇒保険料が払えないから。(41P~42P) ・厚生年金の受給状況⇒一般地区と比較して5ポイント程度低い⇒現役時代に不安定就労があった。(181P) ・医療保険の加入状況⇒未加入者が多い。⇒家計が苦しいから。(178P~180P) 																						
県内の他自治体の状 況	<p>平成21年度において、支給している自治体は存在しない。</p>																						
備考	<p>○敬老祝金(一般施策)について</p> <table border="1" data-bbox="629 1680 1077 1872"> <tr> <td colspan="2">〈従前〉</td> </tr> <tr> <td>70歳</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>80歳~99歳</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>100歳以上</td> <td>50,000円</td> </tr> </table> <p>→</p> <table border="1" data-bbox="1140 1680 1549 1928"> <tr> <td colspan="2">〈H22~〉</td> </tr> <tr> <td>77歳</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>88歳</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>99歳</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>100歳以上</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(最高齢の(男女)除く。)</td> </tr> <tr> <td>最高齢(男女)</td> <td>30,000円</td> </tr> </table>	〈従前〉		70歳	5,000円	80歳~99歳	10,000円	100歳以上	50,000円	〈H22~〉		77歳	10,000円	88歳	10,000円	99歳	10,000円	100歳以上	10,000円	(最高齢の(男女)除く。)		最高齢(男女)	30,000円
〈従前〉																							
70歳	5,000円																						
80歳~99歳	10,000円																						
100歳以上	50,000円																						
〈H22~〉																							
77歳	10,000円																						
88歳	10,000円																						
99歳	10,000円																						
100歳以上	10,000円																						
(最高齢の(男女)除く。)																							
最高齢(男女)	30,000円																						

同和対策施設概要説明書

施策名	重度心身障害者(児)福祉医療費助成事業				
担当部局名(部・所属)	健康福祉部・保険年金課				
事業開始年度	昭和48年度				
根拠法令等	草津市医療費特別助成条例				
実施方法	<p>■直接実施</p> <p><input type="checkbox"/>業務委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:)</p> <p><input type="checkbox"/>補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体:)</p> <p><input type="checkbox"/>貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/>その他()</p>				
目的(何のために)	同和地区の障害者の医療費にかかる負担を軽減し、それらの人々の保健の向上と福祉の増進を図る。				
対象(誰・何を対象)	<p>同和地区に居住する者で、身体障害者手帳4級所持者(所得制限有り)。</p> <p>一般施策として、身体障害者手帳1・2級所持者については県内統一制度(所得制限有り)で、県内統一制度対象外となった者および3級所持者は市制度で、医療費助成事業を実施。(所得制限無)</p>				
事業歴史的経緯	<p>高度経済成長のなかで、医療費の上昇が、社会的、経済的に弱い立場にある人々にとって、経済的・精神的に大きな負担となったことを受けて、滋賀県において、昭和48年10月1日に、「乳児」、「重度心身障害者(児)」、「65~69歳の同和地区老人」を対象に、市町村を実施主体とする福祉医療費助成制度が創設された。本市においても、県内で統一された制度を一部拡大し、市単独制度として実施することとなったが、同和地区においては、一般地区と比較して低所得者が多いなどの生活実態を受け、対象者を4級所持者まで拡大して実施をした。</p> <p>依然として世帯の所得に格差があることの実態に鑑み、所得制限を導入し、所得の低い者を対象者として事業を継続してきた。</p>				
所得制限	<p>(有)・無(有の場合の制限額: 1,595,000円)※ただし、扶養人数等により制限額が増加。</p>				
事業内容(手段、手法など)	<p>【助成内容】</p> <p>対象者本人・配偶者・扶養義務者の全てが住民税非課税の場合は保険適用医療費の一部負担金の全部を助成。</p> <p>対象者本人・配偶者・扶養義務者のいずれかが住民税課税の場合は保険適用医療費の一部負担金から自己負担金を除いた金額を助成。【自己負担金 外来: 1レセプト当たり500円(調剤は対象外)・入院: 1日当たり1,000円(月額上限14,000円)】</p> <p>【助成方法】</p> <p>対象者に受給券を交付し、滋賀県内の医療機関等に受診した場合は現物給付で、県外の医療機関等で受診した場合は償還払いにより助成する。</p>				
事業の必要性	「地域福祉と人権のまちづくり総合実態調査」から同和地区は、一般地区に比べて低所得世帯が多く、また「病気がち」、「病気がちで寝込んでいる」という割合が高いという状況が改善されていないことから、同和地区に居住する障害者が安心して生活できるよう、また、保健の向上と福祉の増進を図るため必要である。				
事業費(財源内訳・単位千円)	年 度	総額 (千円)	財源内訳		
			国・県支出	市債	その他 (受益者負担等)
	H19(決算)	0			0 0
	H20(決算)	268			40 228
	H21(決算)	508			133 375
平成22年度 事業費内訳		1人当たり年間助成額 見込対象者数 年間助成額			
		@ 91,000円 × 4人 = 364,000円			

事業の成果と課題 (同和問題の解決に 向けた視点で)	<p>医療機関にかかる機会が多い障害者の医療費を助成することにより、対象者の医療費負担が軽減され、安心して暮らすことができ、施策の目的である保健の向上と福祉の増進が図られている。</p>
一般施策化した場合 の経費等について	<p>類似の制度の有無 (有の場合、制度名と制度の概要) 無し</p> <p>一般施策化に要する経費等</p> <p>事業費 扶助費 68,061千円</p>
福祉実態調査との関 係性	<p>【障害者生活実態調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の年間総収入額が200万円未満の割合が、一般は23.1%であるが、地区は47.4%あり、所得が低い状況が改善されていない。 (P442) ・健康状態において、「病気がち」「病気がちで長く寝込んでいる」人の割合が、一般では23.7%であるが、地区は42.1%と病気がちという割合が高い。 (P468) ・希望する援助サービスとしては、「医療費の補助」が、一般は33.3%、地区は41.2%と地区・一般に関係なく最も多くなっている。 (P512～P514)
県内の他自治体の状 況	<p>H市…同和地区居住者で身体障害者手帳3級所持者（本人のみ所得制限有）</p>
備考	

個-4

同和対策施策概要説明書

施策名	重度心身障害老人福祉医療費助成事業					
担当部局名(部・所属)	健康福祉部・保険年金課					
事業開始年度	昭和57年度					
根拠法令等	草津市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱 第2条					
実施方法	<p>■直接実施</p> <p><input type="checkbox"/>業務委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:)</p> <p><input type="checkbox"/>補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体:)</p> <p><input type="checkbox"/>貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/>その他()</p>					
目的(何のために)	同和地区の障害者の医療費にかかる負担を軽減し、それらの人々の保健の向上と福祉の増進を図る。					
対象(誰・何を対象)	<p>同和地区に居住する後期高齢者医療制度該当者で、身体障害者手帳4級所持者(所得制限有り)。</p> <p>一般施策として、身体障害者手帳1・2級所持者については県内統一制度(所得制限有り)で、県内統一制度対象外となった者および3級所持者は市制度で、医療費助成事業を実施。(所得制限無)</p>					
事業の歴史的経緯	<p>昭和58年2月1日に老人保健法が施行され、今まで医療費負担がなかった70歳以上の人々に、医療費の一部負担が発生する状況となつたことから、その一部負担金を助成するため、重度心身障害者(児)福祉医療費助成事業と同様の制度を開始した。</p> <p>依然として世帯の所得に格差があることの実態に鑑み、所得制限を導入し、所得の低い者を対象者として事業を継続してきた。</p>					
所得制限	<p>(有)・無(有の場合の制限額: 1,595,000円) ※ただし、扶養人数等により制限額が増加。</p>					
事業内容(手段、手法など)	<p>【助成内容】 対象者本人・配偶者・扶養義務者の全てが住民税非課税の場合は保険適用医療費の一部負担金の全部を助成。 対象者本人・配偶者・扶養義務者のいずれかが住民税課税の場合は保険適用医療費の一部負担金から自己負担金を除いた金額を助成。【自己負担金 外来: 1レセプト当たり500円(調剤は対象外)・入院: 1日当たり1,000円(月額上限14,000円)】</p> <p>【助成方法】 対象者に受給券を交付し、滋賀県内の医療機関等に受診した場合は現物給付で、県外の医療機関等で受診した場合は償還払いにより助成する。</p>					
事業の必要性	「地域福祉と人権のまちづくり総合実態調査」から同和地区は、一般地区に比べて低所得世帯が多く、また「病気がち」、「病気がちで寝込んでいる」という割合が高いという状況が改善されていないことから、同和地区に居住する障害者が安心して生活できるよう、また、保健の向上と福祉の増進を図るため必要である。					
事業費(財源内訳・単位千円)	年度	総額 (千円)	財源内訳			
			国・県支出	市債	その他 (受益者負担等)	一般財源
	H19(決算)	918	0	0	1	917
	H20(決算)	791	0	0	97	694
	H21(決算)	808	0	0	148	660
平成22年度事業費内訳		939	0	0	157	782
		1人当たり年間助成額 見込対象者数 年間助成額 @111,714円 × 7人 = 782,000円				

事業の成果と課題 (同和問題の解決に 向けた視点で)	医療機関にかかることが多くなる障害者の医療費を助成することにより、対象者の医療負担が軽減され、安心して暮らすことができ、施策の目的である保健の向上と福祉の増進図かれている。
一般施策化した場合 の経費等について	<p>類似の制度の有無 (有の場合、制度名と制度の概要) 無し</p> <p>一般施策化に要する経費等 事業費 扶助費 45,970千円 45,528万 (所得制限有) 68百万 やもろ / 1年</p>
福祉実態調査との関 係性	<p>【障害者生活実態調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の年間総収入額が200万円未満の割合が、一般は23.1%であるが、地区は47.4%あり、所得が低い状況が改善されていない。(P442) ・健康状態において、「病気がち」「病気がちで長く寝込んでいる」人の割合が、一般で23.7%であるが、地区は42.1%と病気がちという割合が高い。(P468) ・希望する援助サービスとしては、「医療費の補助」が、一般は33.3%、地区は41.2%と地区・一般に関係なく最も多くなっている。(P512～P514)
県内の他自治体の状 況	H市…同和地区居住者で身体障害者手帳3級所持者（本人のみ所得制限有）
備考	

同和対策施策概要説明書

施策名	精神障害者精神科通院医療費助成事業				
部局名(部・所属)	健康福祉部・保険年金課				
事業開始年度	平成14年度				
根拠法令等	草津市精神障害者精神科通院医療費助成事業実施要綱 第2条				
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:) <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()				
目的(何のために)	同和地区の精神障害者の医療費にかかる負担を軽減し、それらの人々の保健の向上と福祉の増進を図る。				
対象(誰・何を対象)	同和地区に居住する者で、精神障害者保健福祉手帳3級を所持し、自立支援医療(精神通院医療)の受給者(所得制限有)。 一般施策として、精神障害者保健福祉手帳手帳1、2級所持者は県内統一制度(所得制限有)で、所得制限を超えた者については市制度で、医療費助成事業を実施。(所得制限無)				
事業の歴史的経緯	精神障害者の家族会からの要望等により、平成14年8月1日から精神障害者保健福祉手帳1級所持者および同福祉手帳2級かつ身体障害者手帳3級を所持する者に対して、精神科通院医療費の助成制度が県内の統一制度として創設された。制度実施に当たり、既に地域改善対策特定事業に関する特別措置法は失効していたが、依然として世帯の所得状況に格差があることなどの生活実態に鑑み、同和地区においては対象者の範囲を3級所持者まで拡大し、所得制限を設け実施している。				
所得制限	(有)・ 無(有の場合の制限額: 1,595,000円)ただし、扶養人数等により制限額が増加。				
事業内容(手段、手法など)	<p>【助成内容】</p> <p>障害者自立支援法第58条第1項の規定による自立支援医療費(精神通院医療)適用医療費から保険給付と自立支援医療費を控除した額を助成。</p> <p>【助成方法】</p> <p>対象者に受給券(または助成券)を交付し、滋賀県内の医療機関等に受診した場合は現物給付で、県外の医療機関等で受診した場合は償還払いにより助成する。</p>				
事業の必要性	'地域福祉と人権のまちづくり総合実態調査'から同和地区は、一般地区に比べて低所得世帯が多く、また「病気がち」、「病気がちで寝込んでいる」という割合が高いという状況が改善されていないことから、同和地区に居住する障害者が安心して生活できるよう、また、保健の向上と福祉の増進を図るため必要である。				
事業費(財源内訳: 単位千円)	年 度	総 額 (千円)	財源内訳		
			国・県支出	市債	その他 (受益者負担等)
			52	0	0
			25	0	0
			29	0	0
平成22年度事業費内訳	1人当たり年間助成額 見込対象者数 年間助成額 @ 29,000円 × 1人 = 29,000円				

事業の成果と課題 (同和問題の解決に 向けた視点で)	<p>医療機関にかかる機会が多い精神障害者の通院にかかる医療費を助成することにより、象者の医療費負担が軽減され、安心して暮らすことができ、施策の目的である保健の向福祉の増進が図れている。</p>
一般施策化した場合 の経費等について	<p>類似の制度の有無　　(有の場合、制度名と制度の概要) 無し 一般施策化に要する経費等 事業費　扶助費　3,097千円</p>
福祉実態調査との関 係性	<p>【障害者生活実態調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯の年間総収入額が200万円未満の割合が、一般は23.1%であるが、地区は7.4%あり、所得が低い状況が改善されていない。(P442) 健康状態において、「病気がち」「病気がちで長く寝込んでいる」人の割合が、一般23.7%であるが、地区は42.1%と病気がちという割合が高い。(P468) 希望する援助サービスとしては、「医療費の補助」が、一般は33.3%、地区は42%と地区・一般に関係なく最も多くなっている。(P512～P514)
県内の他自治体の状 況	<p>実施自治体無し</p>
備考	

同和対策施設概要説明書

施策名	老人福祉医療費助成事業					
担当部局名(部・所属)	健康福祉部・保険年金課					
事業開始年度	昭和48年度					
根拠法令等	草津市老人福祉医療費特別助成条例 第2条					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施					
	<input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:)					
	<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体:)					
	<input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()					
目的 (何のために)	同和地区の高齢者の医療費にかかる負担を軽減し、それらの人々の保健の向上と福祉の増進を図る。					
対象 (誰・何を対象) (三)	同和地区に居住する者で、65歳~69歳の老人。(所得制限有り) 県内統一の一般施策として、65~69歳の老人、配偶者および扶養義務者の全てが住民税非課税の場合は、医療費助成事業を実施。					
事業の歴史的経緯	高度経済成長の中で、医療費の上昇が、社会的、経済的に弱い立場にある人々にとって、経済的・精神的に大きな負担となつたことを受けて、滋賀県において、昭和48年10月1日に、「乳児」、「重度心身障害者(児)」、「65~69歳の同和地区老人」を対象に、市町村を実施主体とする福祉医療費助成制度が創設された。平成14年4月1日に「地域改善対策特定事業に関する特別措置法」が失効したことに伴い、県内で統一的に実施されてきた同和地区老人への助成制度が廃止されたが、一般地区と比較して低所得者が多いなどの生活実態の改善が見られないことから、市単独事業として制度を継続している。					
所得制限	(有)・無(有の場合の制限額: 1,595,000円)※ただし、扶養人数等により制限額が増加。					
事業内容 (手段・手法など)	<p>【助成内容】 保険適用医療費の一部負担金(3割)の内、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する一部負担金(1割)に相当する額を控除した額を助成(一部負担金の内、2割を助成)。</p> <p>【助成方法】 対象者に受給券を交付し、滋賀県内の医療機関等に受診した場合は現物給付で、県外の医療機関等で受診した場合は償還払いにより助成する。</p>					
事業の必要性	同和地区の高齢者の医療費にかかる負担を軽減することにより、安心して生活ができる。					
事業費 (財源内訳 単位千円)	年 度	総 額 (千円)	財源内訳			
			国・県支出	市債	その他 (受益者負担等)	一般財源
	H19(決算)	3,658	0	0	0	3,658
	H20(決算)	3,129	0	0	313	2,816
	H21(決算)	3,137	0	0	521	2,616
平成22年度 事業費内訳	1人当たり年間助成額 見込対象者数 年間助成額 @ 98,826円 × 46人 = 4,546,000円					

事業の成果と課題 (同和問題の解決に 向けた視点で)	医療機関にかかる機会が多くなる高齢者の医療費を助成することにより、対象者の医療負担が軽減され、安心して暮らすことができ、施策の目的である保健の向上と福祉の増進が図られている。 平成20年度に実施した「地域福祉と人権のまちづくり総合実態調査」の中の「高齢者生活実態調査」において、「治療中の病気の有無」には大差がない状況であったが、世帯所得には依然として格差がある。しかし、公的年金受給者は増加しており、安定した収入を見込まれる人が増加しているなかで、草津市の公的年金の平均収入を上回る場合、もしくは、配偶者や扶養義務者に一定の所得がある場合は、経済的自立の観点から、制度を見直す必要がある。、
一般施策化した場合 の経費等について	類似の制度の有無 (有の場合、制度名と制度の概要) 無し 一般施策化に要する経費等 事業費 扶助費 826,470千円
福祉実態調査との関 係性	【高齢者生活実態調査】 ・年齢別にみた治療中の病気がある人の割合が、一般は63.6%、地区は68.1%であり、あまり大きな差があるとはいえない。(P161) ・公的年金の受給状況において、厚生年金受給者の割合が、前回調査時点では38%であったが、今回は43.8%と増加しているおり、また、公的年金を受給している人の割合も、全体で85.4%と前回よりも増加している。(P181)
県内の他自治体の状 況	F市…同和地区に居住する65～69歳の老人（所得制限有） I市…同和地区に居住する65～69歳の老人（所得制限無） H市…同和地区に居住する65～69歳の老人（所得制限有）にかかる助成制度は、平成0年8月1日で廃止。現在は、経過措置により、廃止時点の対象者が70歳に到達するまで助成。 甲賀市
備考	個人給付的施策については、5年毎に見直しを実施しており、前回の平成16年度の見直しにて、「現制度を5年間継続した後に、5年後に受給資格のある方は70歳まで受給資格を有する措置を設けて廃止する。」という考え方で、今後の方向が決定されている。 H21

同和対策施策概要説明書						
施策名	自動車運転免許取得補助金交付事業					
担当部局名(部・所属)	産業振興部 産業労政課					
事業開始年度	昭和48年					
根拠法令等	草津市自動車運転免許取得補助金交付要綱					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接〕間接(補助先:申請者 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()					
目的(何のために)	同和地区住民の安定就労に向けて、当該補助事業を実施し、運転免許の取得を通じて同和地区住民の労働力の資質向上と安定就労の促進を図るため					
対象(誰・何を対象)	同和地区住民であり、下記要件(1)から(4)をすべて備えた者 (1)雇用対策法施行規則第1条第1項第7号イ(4)に定める基準に該当する者であること。但し、次の(2)ウに該当する者については、扶養義務者の所得を基準とする。 (2)次のア)からウ)のいずれかに該当する者であること。 ア)現に職業に従事している者 イ)失業者で日常から職業安定協力員等を通じ求職活動を行っている者 ウ)高等学校、大学、各種学校等の最終年次に在籍し卒業見込みが確実な者で、就職先が内定または求職活動を行っている者 (3)免許を取得することにより、安定した職業に就くことが見込まれる者または待遇の改善が図られることが明らかな者であること。 (4)免許を取得することができると認められる者であること。					
事業概要	同和対策審議会答申により、同和問題の早期解決は行政の責務であり、国民的課題であるとの認識の基、長い間の就職差別により不安定就労者が多い実態に鑑み、安定就労の促進に向けて当該事業を実施してきた。					
所得制限	(有)・無(有の場合の制限額:所得が3,010,000円 *配偶者、扶養親族がない場合)					
事業内容(手段・手法など)	<input checked="" type="checkbox"/> 教習所の入所に必要な前納しなければならない基本経費の2/3を補助金として、直接教習所に支払う。(補助対象経費は入所金、教科書代、授業料、仮検定料、仮免許交付手数料、本検定料、適正検定料、夜間料等。補習料や再検定料、写真代等は補助対象外) <input checked="" type="checkbox"/> 普通免許以上の取得を対象に補助 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金の交付に際し必要な事項の調査及び審査は、草津市自動車運転免許取得補助金交付審査会が行う(年に2回(前期・後期)実施する) <input checked="" type="checkbox"/> 以前にこの補助金を受けたが、免許を取得できなかった者は、申込ができない (但し、受けた補助金を全額返還した場合は、補助金を受けられる) <input checked="" type="checkbox"/> 運転免証を取得できなかった場合、交付補助金の全額を返還する義務あり					
事業の必要性	運転免許の取得を通じて同和地区住民の労働力の資質向上と安定就労の促進を図るために、当該事業は必要である。					
事業費(財源内訳・単位千円)	年度	総額(千円)	財源内訳			
			国・県支出	市債	その他(受益者負担等)	
	H19(決算)	2,835	0	0	0	2,835
	H20(決算)	3,630	0	0	0	3,630
	H21(決算)	3,113	0	0	0	3,113
	H22(予算)	4,050	0	0	0	4,050
平成22年度事業費内訳	事業補助金4,050千円(見込み人数20名)					
	【過去の実績】					
	<input checked="" type="checkbox"/> 平成19年度: 16名(普通1種AT3名、普通1種MT10名、大型1種1名、大型2種1名、大型特殊1名) <input checked="" type="checkbox"/> 平成20年度: 20名(普通1種AT6名、普通1種MT9名、普通2種MT2名、大型1種1名、大型2種2名) <input checked="" type="checkbox"/> 平成21年度: 17名(普通1種AT8名、普通1種MT7名、大型1種2名)					
事業の成果と課題(同和問題の解決に向けた視点で)	<input checked="" type="checkbox"/> 【成果】労働力の資質向上と安定就労の促進が図れた。 <input checked="" type="checkbox"/> 【課題】■補助金を支給しても、教習途中で辞めてしまう人がいる。 <input checked="" type="checkbox"/> 社会通念上、合意が得にくい事業である。					

	類似の制度の有無 (有の場合、制度名と制度の概要)
一般施策化した場合 の経費等について	無し
	一般施策化に要する経費等 要件：18歳以上～22歳以下 住民税非課税世帯 等 事業費 対象見込人数130人 × 50千円（補助金額） = 6,500千円
福祉実態調査との関係性	<p>1. 対象者の基本属性 (3) 世帯の年間総収入額 (P10) 300万円未満の世帯は、 同和地区が 41.3% 一般地区が 18.5% 一般地区に比べて同和地区の方が22.8ポイント多い。</p> <p>4. 仕事について (1) 就労状況 (P43) 収入のある仕事をしている人は、 同和地区が 69.0% 一般地区が 73.7% 一般地区の方が4.7ポイント上回っている。 (2) 就労者の状況 ②雇用形態 (P49) 正規の職員・従業員である人は、 同和地区が 42.0% 一般地区が 60.1% 一般地区の方が18.1ポイント上回っている。</p>
県内の他自治体の状況	<p>【F市】 同和対策施策 ■対象者 同和地区住民であり、下記要件をすべて満たす者 ・生活保護法による被保護者以外の者 ・不安定な職業に従事している者または離職中である者 ・所得制限なし ■補助額 ・100%（上限28.5万円） ・原則実績払い（必要があると認められるときは前渡し可） ・普通免許以上を対象</p> <p>【G市】 一般施策 ■対象者 ①一般地区住民であり、下記要件をすべて満たす者 ・市内に1年以上在住し、60歳までの者 ・不安定な就労にある者または離職中である者 ・市県民税の所得割が非課税の世帯に属する者 ②同和地区住民であり、下記要件をすべて満たす者 ・市内に1年以上在住し、60歳までの者 ・所得制限あり（3,010千円） ■補助額 ①一般地区住民 ・1/2（上限30万円） ・実績払い ・普通免許以上を対象 ②同和地区住民 ・4/5（上限30万円） ・実績払い ・普通免許以上を対象</p> <p>【I市】 同和対策施策 ■対象者 同和地区住民であり、下記要件をすべて満たす者 ・現在不安定な職業に従事している者または離職中である者 ・所得制限あり（H22年度より導入 3,010千円） ■補助額 ・100%（上限30万円） ・前渡し（教習所の口座に直接振込） ・普通免許以上を対象</p> <p>【H市】 一般施策 ■対象者 下記要件をすべて満たす者 ・生活保護法による被保護者以外の者 ・厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者 ・現在離職している者や不安定な職業に従事している者 ・市県民税の所得割が非課税の世帯に属する者 ■補助額 ・100%（上限30万円） ・原則実績払い（必要があると認められるときは前渡し可） ・普通免許以上を対象</p> <p>【J市】 同和対策施策 ■対象者 同和地区住民であり、下記要件をすべて満たす者 ・厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者 ・現在不安定な就労にある者または離職中の者 ・所得制限あり（3,010千円） ■補助額 ・100%（上限30万円） ・原則実績払い（必要があると認められるときは前渡し可） ・普通免許以上を対象</p>
備考	

個-8

同和対策施策概要説明書					
施策名	職業訓練等受講奨励金支給事業				
担当部局名(部・所属)	産業振興部 産業労政課				
事業開始年度	昭和45年				
根据法令等	草津市職業訓練等受講奨励金支給規則				
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先:申請者 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()				
目的(何のために)	同和地区住民の安定就労に向けて、当該補助事業を実施し、同和地区住民の職業能力の向上と安定就労の促進を図るため				
対象(誰・何を対象[二])	同和地区住民であり、下記要件(1)から(4)をすべて備えた者 (1)市長の認めるホームヘルパー養成研修等福祉人材養成研修または湖南地域職業訓練センターで行う職業能力開発促進法の規定による職業訓練およびその他市長が認める職業訓練を受講し修了した者であること。 (2)雇用対策法施行規則第1条第1項第7号イ(4)に定める基準に該当する者であること。 (3)国の教育訓練給付の受給要件を充たしていない者であること。 (4)当該規則に基づく事業の趣旨を理解し、その取得した技能を通じ、より安定した生活が営めると認められる者であること。				
事業の歴史的経緯	同和対策審議会答申により、同和問題の早期解決は行政の責務であり、国民的課題であるとの認識の基、長い間の就職差別により不安定就労者が多い実態に鑑み、安定就労の促進に向けて当該事業を実施してきた。				
所得制限	(有)・無(有の場合の制限額: 所得が3,010,000円 *配偶者、扶養親族がない場合)				
事業内容(手段、手法など)	<ul style="list-style-type: none"> ■奨励金の受給対象者が、職業訓練等を受けて終了した場合、その職業訓練等の機関に対して支払った職業訓練等経費の4/5の相当する額を補助(上限20万円) ■対象職業訓練は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・市長の認めるホームヘルパー養成研修等福祉人材養成研修 (福祉人材とは社会福祉士および介護福祉士をいい、福祉人材養成研修には、学校教育法で定める学校において行われるものとしない) ・湖南地域職業訓練センターで行う職業能力開発促進法の規定による職業訓練 ・その他市長が認める職業訓練 ■奨励金の支給は、1人につき1年度1回 ■実績払い 				
事業の必要性	対象地域住民の職業能力の向上等、安定就労の促進を図るために、当該事業は必要である				
事業費(財源内訳・単位千円)	年度	総額(千円)	財源内訳		
			国・県支出	市債	その他(受益者負担等)
H19(決算)	50	0	0	0	50
H20(決算)	0	0	0	0	0
H21(決算)	128	0	0	0	128
H22(予算)	415	0	0	0	415
平成22年度事業費内訳	助成金415千円(見込み人数5名) <small>【過去の実績】</small> 平成19年度:パソコン(ワード・エクセル)講座 1名 平成20年度:申請者無し 平成21年度:ホームヘルパー2級養成講座 2名				
事業の成果と課題(同和問題の解決に向けた視点で)	<small>【成果】</small> 同和地区住民の職業能力の向上と安定就労の促進が図れた。 <small>【課題】</small> 社会通念上、合意が得にくい事業である。				

	<p>類似の制度の有無 (有の場合、制度名と制度の概要)</p> <p>無し</p> <p>一般施策化に要する経費等</p> <p>事業費</p>
般施策化した場合の経費等について	<p>1. 対象者の基本属性 (3) 世帯の年間総収入額 (P10) 300万円未満の世帯は、 同和地区が 41.3% 一般地区が 18.5% 一般地区に比べて同和地区の方が 22.8 ポイント多い。</p> <p>4. 仕事について (1) 就労状況 (P43) 収入のある仕事をしている人は、 同和地区が 69.0% 一般地区が 73.7% 一般地区の方が 4.7 ポイント上回っている。 (2) 就労者の状況 ②雇用形態 (P49) 正規の職員・従業員である人は、 同和地区が 42.0% 一般地区が 60.1% 一般地区の方が 18.1 ポイント上回っている。</p>
福祉実態調査との関係性	<p>【F市】 一般施策と同和対策施策</p> <p>■対象者 ①一般地区住民であり、下記要件をすべて満たす者 ・不安定な職業に従事している者または離職中である者 ・市内に概ね 1 年以上在住する 60 歳未満の者 ・雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項に規定する教育訓練給付金の支給要件に該当しない者 ・所得制限なし ②同和地区住民であり、下記要件をすべて満たす者 ・職業安定法第 19 条の規定による公共職業安定所の公共職業訓練のあっせんを受けない者 ・生活保護法による被保護者以外の者 ・不安定な職業に従事している者または離職中である者 ・国の補助制度（厚生労働大臣指定教育訓練給付制度）に該当しない者 ・所得制限なし</p> <p>■補助額 ①一般地区住民 ・1/5 (上限 9 万 5 千円) ・実績払い ②同和地区住民 ・100% (上限 28 万 5 千円) ・原則実績払い (必要があると認められるときは前渡し可)</p> <p>【G市】 一般施策</p> <p>■対象者 ①一般地区住民であり、下記要件をすべて満たす者 ・市内に 1 年以上在住し、60 歳までの者 ・不安定な就労にある者または離職中である者 ・市県民税の所得割が非課税の世帯に属する者 ・雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項に規定する教育訓練給付金の支給要件対象外の者 ②同和地区住民であり、下記要件をすべて満たす者 ・市内に 1 年以上在住し、60 歳までの者 ・所得制限あり (3,010 千円)</p> <p>■補助額 ①一般地区住民 ・1/2 (上限 30 万円) ・実績払い ②同和地区住民 ・4/5 (上限 30 万円) ・実績払い</p> <p>【I市】 同和対策施策</p> <p>■対象者 同和地区住民であり、下記要件をすべて満たす者 ・現在不安定な職業に従事している者または離職中である者 ・所得制限あり (H22 年度より導入 3,010 千円)</p> <p>■補助額 ・100% (上限 30 万円) ・前渡し (訓練実施機関の口座に直接振込)</p> <p>【H市】 一般施策</p> <p>■対象者 下記要件をすべて満たす者 ・職業安定法第 19 条の規定による公共職業安定所の公共職業訓練のあっせんを受けない者 ・生活保護法による被保護者以外の者 ・厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者 ・現在離職している者や不安定な職業に従事している者 ・国、県、公共職業安定所が実施している教育訓練給付の資格対象外の者 ・市県民税の所得割が非課税の世帯に属する者</p> <p>■補助額 ・100% (上限 30 万円) ・原則実績払い (必要があると認められるときは前渡し可)</p> <p>【J市】 同和対策施策</p> <p>■対象者 同和地区住民であり、下記要件をすべて満たす者 ・厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者 ・現在不安定な就労にある者または離職中の者 ・職業安定法第 19 条の規定による公共職業安定所の公共職業訓練のあっせんを受けない者 ・雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項に規定する教育訓練給付金の支給要件対象外の者 ・所得制限あり (3,010 千円)</p> <p>■補助額 ・100% (上限 30 万円) ・原則実績払い (必要があると認められるときは前渡し可)</p>
県内の他自治体の状況	備考

同和対策施策概要説明書

施策名	草津市修学奨励資金				
担当部局名(部○所属)	教育委員会・学校教育課				
事業開始年度	昭和47年				
根拠法令等	草津市修学奨励資金給付規則				
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:) <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()				
目的(何のために)	○経済的な理由により、大学・専修学校等に修学が困難な人に対して援助を行うことにより、社会に貢献しうる有為な人材を育成しようとするものであり、学習を深めるなかで、幅広い理解と差別を見抜く力を身につけ、差別に負けない、差別をなくすために努力でき、解放への自覚と認識を持った実践力のある人材の育成をねらいとしている。				
対象(誰○何を対象)	○同和地区に居住し、経済的理由により就学する事が困難なもの。				
事業の歴史的経緯	○1972年(昭和47年)に高校生以上を対象に、給付制として草津市修学奨励資金給付規則を創設する。 ○2005年(平成17年)に所得制限(課税所得400万円)を設ける。 ○2010年(平成22年)に事業の対象者を大学生、専修学校生、高等専門学校生とする。(国の制度として公立高等学校に係る授業料の不徴収及び私立高等学校等就学支援金の支給が実施されたため。)				
所得制限	<input checked="" type="radio"/> ・ 無 (有の場合の制限額: 課税所得400万円)				
事業内容(手段、手法など)	○4月から5月にかけて草津市修学援助資金の保護者説明会を開催する。 ○5月上旬から下旬にかけて申請を受付ける。 ○給付内容 入学支度金 全日制(大学、専修学校等) 20,000円 通信制(大学、専修学校等) 10,000円 奨学生 全日制(大学、専修学校等) 月額 6,000円 通信制(大学、専修学校等) 月額 3,300円 ○申請者人数 H20・・69人、H21・・68人、H22・・28人 ○奨学生は、7月、10月、2月の3回に分けて給付する。				
事業の必要性	○部落解放を担う人材育成に向けて同和地区生徒の学力を保障し進路保障を実現するために、経済的理由で大学、専修学校への修学を断念せざるを得ない家庭に対して支援を行う必要がある。				
事業費(財源内訳○単位千円)		総額(千円)	財源内訳		
			国○県支出	市債	その他(受益者負担等)
		H19(決算)	4,361		4,361
		H20(決算)	4,087		4,087
		H21(決算)	3,986		3,986
平成22年度事業費内訳		H22(予算)	2,860		2,860
		○支給額合計 2,163,600 入学支度金 20,000×9=180,000 奨学生 (6,000×27+3,300×1) ×12=1,983,600			

事業の成果と課題 (同和問題の解決に 向けた視点で)	<p>(成果) ○経済的な理由により高校、大学、専修学校などに修学が困難な人に対して経済的 に行い、高校進学率や大学進学率を高めることができた。 ○滋賀県や全国の集会に参加したり、地元の解放文化祭で報告会を行ったりしてい 育ってきている地域がある。</p> <p>(課題) ○差別を見抜く力を身につけ、差別に負けない、差別をなくすために努力でき、解 覚と認識を持った実践力のある人材を育成する友の会の活動に高校生や大学生が年 とが少なくなっている。</p>
一般施策化した場合 の経費等について	<p>類似の制度の有無 (有の場合、制度名と制度の概要) 無</p> <p>一般施策化に要する経費等 92人(大学、専門学校等へ進学する要保護+準要保護者)</p> <p>事業費 6,000円×12ヶ月×92人×4学年×0.55(大学進学率)=14,572,800円</p>
福祉実態調査との関 係性	<p>○世帯年間総収入額では、300万円未満の世帯は、 同和地区が 41.3%、 一般地区が 18.5% 経済的に苦しい世帯が一般地区に比べ対象地域のほう多い。</p> <p>○家庭における子どもの将来の進学についての意識に差がある。 (高校卒業まで) ······ 一般地区: 4.7% 同和地区: 23.2% (4年生大学卒業まで) ······ 一般地区: 40.8% 同和地区: 13.1%</p>
県内の他自治体の状 況	<p>近隣5市(F市、G市、I市、J市、H市)の中では、市独自の修学援助資金制度の実施 のとおりです。</p> <p>○実施の有無 実施しているのが2市、実施していないのが3市である。 なお、市独自の修学援助資金制度を実施しているのは、滋賀県内で3市 市を含む)である。</p> <p>○対象者 給付制として実施している2市のうち1市は大学、専修学校生6人であ る 国公立大学 月額12,000円 入学支度金30,000円 私立大学 月額15,000円 入学支度金30,000円</p> <p>給付制として実施している2市のうち1市は高校生7人、大学、専修学 1人である。 公立高校 月額 5,000円 入学支度金 7,000円 私立高校 月額10,000円 入学支度金10,000円 国公立大学 月額12,000円 入学支度金20,000円 私立大学 月額18,000円 入学支度金25,000円</p> <p>一般施策として実施しているのは1市である。(湖南市) 高校、専修学校入学助成金 公立 7,000円 私立 9,000円</p> <p>通学助成金 定期乗車券の1ヶ月料金から5,000円を差し引いた額の2分の 上限は1万円。</p>
備考	

○草津市修学援助資金給付規則

平成17年4月1日
規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等専門学校(修業年限5年のうち4年生および5年生ならびに専攻科に限る。)、専修学校(専門課程に限る。)または大学(以下「学校」と総称する。)に修学しようとする者で、市内の旧地域改善対策特別措置法(昭和57年法律第16号)第1条に規定する対象地域(以下「対象地域」という。)に居住し、経済的理由により、就学することが困難なものに対し、修学援助資金(以下「援助資金」という。)を給付し、もって社会に貢献しうる有為な人材を育成することを目的とする。

(給付の資格)

第2条 援助資金は、市内の対象地域に居住する者で、学校における修学の見込みが確実であり、かつ、修学する者の学資の負担者が次の各号のいずれかに該当するものに対して給付する。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する世帯に属する者
- (2) 前年中の課税所得金額が400万円以下の者

(援助資金の種類および給付額)

第3条 援助資金の種類および給付額は、次のとおりとする。

区分	援助資金	
	奨学金	入学支度金
全日制 定時制	月額 6,000円	20,000円
通信制	月額 3,300円	10,000円

2 奨学金は、学校における正規の修学期間内において給付する。

3 入学支度金は、学校に入学した者に一時金として給付する。

(給付の申請)

第4条 援助資金の給付を受けようとする者は、草津市修学援助資金給付申請書(別記様式第1号)に、次の書類を添えて、別に定める日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 在学証明書その他在学していることを証明する書類

(2) 前年の所得金額が確認できる書類または生活保護世帯にあっては福祉事務所が発行する生活保護受給証明書

- (3) その他市長が必要と認める書類

2 学校に既に在学している者が、奨学金の給付を受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、その理由が生じた時、申請することができる。この場合において、添付書類については前項に定めるとおりとする。

3 学校に既に在学している者であって、前年度に引き続き当該学校に係る援助資金の給付を受けようとするものは、草津市修学援助資金給付継続届(別記様式第2号)に、第1項各号に定める書類を添えて援助資金の給付を受けようとする年度の4月末までに市長に届け出なければならない。

(給付の決定および通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請または届出があったときは、必要な事項を調査のうえ、援助資金の給付を決定し、草津市修学援助資金給付決定通知書(別記様式第3号)により、申請または届出をした者に通知する。

(給付の方法)

第6条 市長は、前条の給付の決定を受けた者(以下「給付生」という。)に対し、奨学金については毎年3回、各学期ごとに、入学支度金については第1学期に給付する。

2 第4条第2項の申請を行い、前条の規定により給付生となった者に対する最初の奨学金の給付は、当該申請を受理した月の翌月分から支給する。

(給付の取消し)

第7条 市長は、給付生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付の決定を取り消し、既に給付した援助資金の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により給付の決定を受けたとき。
- (2) この規則に違反したとき。
- (3) その他市長が取消しを必要と認めたとき。

草津市修学援助資金給付規則

2 市長は、前項の規定により給付の取消しをしたときは、草津市修学援助資金給付通知書(別記様式第4号)により、その旨を給付生およびその保護者に通知する。
(届出)

第8条 給付生またはその保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに修学援助資金給付変更届(別記様式第5号)により、市長に届け出なければならない。

- (1) 給付生が死亡したとき。
- (2) 給付生が退学し、または休学したとき。
- (3) 第2条に規定する給付の資格がなくなったとき。
- (4) 申請書の記載事項に変更が生じたとき。

(給付の停止)

第9条 市長は、前条第1号から第3号までの規定による届出があったとき、その他給付の停止を必要と認めたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月分から奨付を停止する。

2 前項の規定により、奨学金の給付を停止された者は、停止された月以後の月に付を受けている場合には、当該給付を受けた奨学金を返還しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により奨学金の給付を停止したときは、草津市修学援助資金停止通知書(別記様式第6号)により、その旨を給付生およびその保護者に通知する。
(復学)

第10条 第4条第2項および第6条第2項の規定は、前条第3項の規定により給付を受けた者が復学する場合における申請について準用する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、援助資金の給付について必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、学校に在学するものであつて廃止前の草津市修学援助資金給付規則(昭和47年草津市教育委員会規則第6号)の規定により給付を受けていた者は、以後において前年度に引き続き当該学校に係る援助資金の給付を受けようとする者の給付の資格および給付継続届(届出先を除く。)については、第2条、第4条第1項及び第8条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(平成21年6月1日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成22年4月1日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

同和対策施策概要説明書

施策名	固定資産税（都市計画税）減免			
担当部局名（部・所属）	総務部・税務課			
事業開始年度	昭和48年度			
根拠法令等	草津市税条例第71条第4号			
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理（委託先又は指定管理者： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（ ）			
目的 (何のため) (三)	同和問題の早期解決に向けて、同和地区の住民の方々が厳しい部落差別によって教育や就職の機会均等が完全に保障されていなかった結果、所得が低い状態におかれ生活の安定が困難な実態であったことに加え、環境改善事業の実施に伴う住環境整備や持家制度の促進等により、急激に上昇する固定資産税の負担を軽減し、生活の安定、福祉の向上を図る。			
対象 (誰・何を対象) (三)	同地区内に住所を有する方のうち、特に市長が必要と認める方が当該地域内に所有する固定資産（居住用資産および農地のみ、事業用資産を除く）。			
事業の歴史的経緯	昭和48年 固定資産税減免開始(対象地域内資産30%減免) 昭和54年 減免率を50%に引き上げ、同対法期限内(～昭和56年)に限り市全域資産に拡大 昭和62年 同対減免について条例で規定 昭和63年 減免率を40%に引き下げ 平成元年 減免率を30%に引き下げ 平成15年 区域外資産の減免率を20%に引き下げ 平成16年 区域外資産の減免率を10%に引き下げ 平成17年 区域外資産の減免を廃止 平成18年 所得制限(市民税課税所得400万円以下)実施、区域外資産のうち代替農地のみ適用 平成20年 対象を居住用資産と農地(区域外の代替農地を含む)に限定			
所得制限	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 (有の場合の制限額：市民税課税所得4,000,000円以下)			
事業内容 (手段、手法など)	当該年度分の納税通知書および全期前納・第1期納付書を発送した後、減免申請書を提出いただき、該当する固定資産税に対して第2期納期以降で減免する。			
事業の必要性	税負担の軽減により、生活の安定、福祉の向上に寄与する。			
事業費 (財源内訳・ 単位千円) 減免実績額を記載	年 度	総 額 (千円)	財源内訳	
	H19(決算)	15,715	国・県支出	市債
	H20(決算)	10,684		その他 (受益者負担等)
	H21(決算)	11,240		一般財源
	H22(予算)	11,617		
平成22年度 事業費内訳				

事業の成果と課題 (同和問題の解決に 向けた視点で)	<p>地域住民の生活の安定と福祉の向上を目的とした環境改善事業の実施に伴う住環境の整備や持ち家制度の促進等により、急激に上昇する税負担を軽減するための激変緩和措置として適用してきたが、制度開始から37年が経過し、現在、生活環境の改善を中心とする物的事業は99%以上の進捗率となり、激変緩和措置としての目的は概ね達成していると考えられる。</p> <p>一方、平成20年度に実施した「地域福祉と人権のまちづくり総合実態調査」における世帯の年間総収入額を見る限り、同和地区では300万円以上400万円未満層以下の世帯が約53%を占めるのに対して一般地区では約31%であり、また、500万円以上の世帯では同和地区が24.9%であるのに対して一般地区では52.1%と、依然として所得に格差が見受けられる中で、同和問題の早期解決に向けた自主・自立の促進、教育・文化の向上などを進めるうえで最も重要な要素となる生活の安定、すなわち生活基盤の確立の面では課題が残る。</p>																								
一般施策化した場合 の経費等について	<p>類似の制度の有無 (有の場合、制度名と制度の概要)</p> <p style="text-align: center;">無</p>																								
福祉実態調査との関 係性	<p>一般施策化に要する経費等</p> <p>事業費 固定資産税が、「固定資産の資産価値に着目し、固定資産を所有しているという事実に担税力を認めて課せられる税」という性格であることから、一般施策化にはなじまないと考える。</p>																								
県内の他自治体の状 況	<p>福祉実態調査における年間総収入額の結果等の状況をふまえ、市の方針に基づき、減免率等を段階的に縮小していく。</p> <p>～地域福祉と人権のまちづくり総合実態調査/健康と福祉のまちづくり調査結果～</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆持ち家率 <ul style="list-style-type: none"> ・同和地区 53.4% ・一般地区 78.3% ◆世帯の年間総収入額 <table border="0" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">・同和地区</th> <th style="text-align: center;">・一般地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～50万円未満</td> <td style="text-align: center;">5.6%</td> <td style="text-align: center;">1.5%</td> </tr> <tr> <td>～100万円未満</td> <td style="text-align: center;">5.7%</td> <td style="text-align: center;">1.9%</td> </tr> <tr> <td>～200万円未満</td> <td style="text-align: center;">14.9%</td> <td style="text-align: center;">3.9%</td> </tr> <tr> <td>～300万円未満</td> <td style="text-align: center;">15.1%</td> <td style="text-align: center;">11.2%</td> </tr> <tr> <td>～400万円未満</td> <td style="text-align: center;">11.8%</td> <td style="text-align: center;">13.1%</td> </tr> <tr> <td>～500万円未満</td> <td style="text-align: center;">11.3%</td> <td style="text-align: center;">13.4%</td> </tr> <tr> <td>500万円以上</td> <td style="text-align: center;">24.9%</td> <td style="text-align: center;">52.1%</td> </tr> </tbody> </table> 		・同和地区	・一般地区	～50万円未満	5.6%	1.5%	～100万円未満	5.7%	1.9%	～200万円未満	14.9%	3.9%	～300万円未満	15.1%	11.2%	～400万円未満	11.8%	13.1%	～500万円未満	11.3%	13.4%	500万円以上	24.9%	52.1%
	・同和地区	・一般地区																							
～50万円未満	5.6%	1.5%																							
～100万円未満	5.7%	1.9%																							
～200万円未満	14.9%	3.9%																							
～300万円未満	15.1%	11.2%																							
～400万円未満	11.8%	13.1%																							
～500万円未満	11.3%	13.4%																							
500万円以上	24.9%	52.1%																							
県内の他自治体の状 況	<p>《 平成22年度の取り扱い状況 》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ F市（現在の要綱は平成23年度まで適用） <ul style="list-style-type: none"> 減免率 50% 対象 全ての固定資産 所得制限 無し ◆ G市（協議のうえ、平成22年度に見直し予定） <ul style="list-style-type: none"> 減免率 50% 対象 地域内の固定資産 所得制限 無し ◆ I市（協議のうえ、平成23年度に見直し予定） <ul style="list-style-type: none"> 減免率 40%（市民税の課税所得が400万円を超える場合は30%） 対象 地域内の固定資産 所得制限 有り ◆ H市（協議のうえ、平成22年度に見直し予定） <ul style="list-style-type: none"> 減免率 40% 対象 地域内のみ、事業用を除く 所得制限 無し ◆ D市（現在、経過措置であり、平成25年度末に完結予定） <ul style="list-style-type: none"> 減免率 新たな課税年度から10年間は50%、11年目から10% 対象 住宅改良事業の新築家屋 所得制限 無し ◆ B市（現在、経過措置であり、平成23年度に廃止） <ul style="list-style-type: none"> 減免率 5% 対象 地域内の固定資産 所得制限 無し <p>△ A市、C市、J市、K市、L市、M市は制度無し</p>																								
備考																									

同和対策施設概要説明書

施策名	生活安定資金貸付																			
名(部・所属)	人権市民協働部 人権政策課																			
開始年度	昭和53年度																			
規法令等	草津市生活安定資金貸付要綱																			
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:) <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体:) <input checked="" type="checkbox"/> 貸付(貸付先:木川、西一、橋岡、芦浦地区生活安定資金利用者組合) <input type="checkbox"/> その他																			
目的(何のために)	就業状況の安定を欠く、同和地区の低所得世帯に対し、一時的に資金を必要とするとき、生活安定資金の貸付を行い、生活の安定と向上を図ることを目的とする。																			
対象(誰・何を対象)	就業状況の安定を欠く同和地区の低所得世帯の者を対象とする。ただし、おむね2か月以内の失業または職業訓練受講中の世帯主が、その期間中世帯の生活を維持するのに必要な資金については、他の法律、制度により生活の維持に必要な扶助費、手当、給付等を受けることができる場合は貸付対象としない。																			
事業の歴史的経緯	昭和53年4月から滋賀県厚生部の同和対策貸付事業として始まったが、昭和57年5月の県同和対策審議会意見を踏まえ昭和62年4月に廃止されたため、市単独の制度として継続している。以後何度か見直しが検討されたが、地区住民の生活力が十分に向上していないため継続の意向が強く、事業を実施してきた。																			
所得制限	<input checked="" type="radio"/> (有の場合の制限額: 円)																			
事業内容(手段、手法など)	<p>貸付事務については、各同和地区の生活安定資金利用者組合に委託して実施している。 年度当初に原資600万円を各生活安定資金利用者組合に配分して貸付け、前年度会員数、貸付件数に応じて事務費を交付している。</p> <p>貸付限度額 1号資金(一次的に必要な生活補給費、冠婚葬祭費、教育費等) 10万円 2号資金(おむね2か月以内の失業等で生活維持に必要な資金) 20万円</p>																			
事業の必要性	福祉実態調査からも、生活実態の向上があまり見受けられない状況である。現在も就業状況が不安定な世帯が多く、緊急または不時の出費に対する貸付が必要となる。																			
事業費(財源内訳・単位千円)	年 度	総 額 (千円)	財源内訳																	
			国・県支出	市債	その他 (受益者負担等)															
H19(決算)	6,156				6,156															
H20(決算)	6,158				6,158															
H21(決算)	6,151				6,151															
H22(予算)	6,151				6,151															
平成22年度事業費内訳	各地区別事業費 <table> <thead> <tr> <th></th> <th>貸付金</th> <th>事務委託料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木川地区</td> <td>3,200千円</td> <td>56千円</td> </tr> <tr> <td>西一地区</td> <td>800千円</td> <td>28千円</td> </tr> <tr> <td>橋岡地区</td> <td>1,000千円</td> <td>33千円</td> </tr> <tr> <td>芦浦地区</td> <td>1,000千円</td> <td>34千円</td> </tr> </tbody> </table>						貸付金	事務委託料	木川地区	3,200千円	56千円	西一地区	800千円	28千円	橋岡地区	1,000千円	33千円	芦浦地区	1,000千円	34千円
	貸付金	事務委託料																		
木川地区	3,200千円	56千円																		
西一地区	800千円	28千円																		
橋岡地区	1,000千円	33千円																		
芦浦地区	1,000千円	34千円																		

事業の成果と課題 (同和問題の解決に 向けた視点で)	<p>福祉実態調査からも、生活実態の向上があまり見受けられない状況であり、現在も就業状況が不安定な世帯が多く、緊急または不時の出費に対する貸付が必要である。しかしながら、一般地域においても経済不況による生活困窮者が増加する中、同和地区に限りこの制度を適用することは社会的合意が得られ難くなっている。</p>
一般施策化した場合 の経費等について	<p>類似の制度の有無 (有の場合、制度名と制度の概要)</p> <p>市社協生活つなぎ資金：生活保護を受給するまでの間の世帯（単身5万円、家族世帯7万円）、生保受給世帯（3万円）、その他4万円 県社協生活福祉資金：総合支援（失業者等の生活：単身月15万円、2人以上月20万円） 福祉資金、教育支援資金など</p> <p>一般施策化に要する経費等</p> <p>事業費</p>
福祉実態調査との関 係性	<p>◎所得について… 地区の年間所得は400万円未満の世帯が一般と比べて多く、地区で53.1%、一般で31.6%と格差があるが、地域を問わず所得が減少していることも見過せない。（P10）</p> <p>◎就労について… 就労率自体は改善しており、地域を問わず約7割を示している。（P43）しかしながら雇用形態を見ると、正規職員・従業員の率が一般では約6割を占めているのに対し、地区では約4割と低い。（P49）このことは、就労してはいるものの不安定な職業に就いていることを示しており、所得水準の低さに影響を及ぼしていると考えられる。 「高齢者生活実態調査」、「乳幼児・子育て実態調査」、「母子・父子世帯実態調査」、「障害者生活実態調査」においても、「健康と福祉のまちづくり調査」と同様、所得の低さや、不安定な就労形態が伺える結果となっている。</p>
県内の他自治体の状 況	他市実施せず
備考	

同和対策施策概要説明書

施策名	中小企業者支払利子補給補助																																						
当部局名(部・所属)	産業振興部 商業観光課																																						
事業開始年度	昭和46年度																																						
根拠法令等	草津市中小企業者支払利子補給補助金交付要綱(H17.3.31廃止)																																						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先: 中小企業者 実施主体: 草津市) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()																																						
目的(何のために)	市・県の公的制度融資の利用事業者で、約定通り返済している者に対し、その支払利子の一部を補助することにより、同和地区に居住する中小企業者の育成を図る																																						
対象(誰・何を対象)	草津市小規模企業者小口簡易資金または滋賀県小規模企業者経営安定資金の融資を受けている者で、市内の同和地区に居住する中小企業者であり、融資資金を金銭消費貸借契約に定められた償還期日に従い返済し、またはその返済が完了している者																																						
事業の歴史的経緯	<p>中小企業者支払利子補給制度は、融資利率が6%以上あった時期に創設された。また、県小規模事業資金と市小口簡易資金との金利負担を同じにするため、県小規模事業資金の利子補給1%以内を基本に制度化している。</p> <p>平成14年度には、市小口簡易資金の融資利率が2.1%、県小規模事業資金は1.95%と低水準にあり、さらに16年4月からは市小口簡易資金1.8%、県小規模事業資金は1.75%に引き下げられた。</p> <p>このことにより、本制度はその役割を終えたと考えられるため、平成16年の見直しにより平成16年度の借入者(返済完了まで補助)まで本制度の適用を行い、平成17年度から休止(廃止)している。なお、経過措置により、現在1名に対して利子補給をしている。ただし、今後金利の高騰や社会情勢による一般施策の展開を見ながら、他の個人施策の見直しと合わせ必要な時に協議する。</p> <p>平成22年度の金利は市小口簡易資金1.9%、県経営支援資金小規模企業者枠(旧小規模事業資金)1.85%</p>																																						
所得制限	有 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合の制限額: 円)																																						
事業内容(手段、手法など)	平成16年の見直しにより、要綱を平成17年度から休止(廃止)しているが、経過措置により現在1名に対し下記の率により補助している。 借入金利2.1%に対し1/2の1.05%を補助。																																						
事業の必要性	現時点では、一般制度としての融資利率が低利であることから必要性はない。																																						
事業費(財源内訳・単位千円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 度</th> <th rowspan="2">総額 (千円)</th> <th colspan="4">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>国・県支出</th> <th>市債</th> <th>その他 (受益者負担等)</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19(決算)</td> <td>80</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>H20(決算)</td> <td>31</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>H21(決算)</td> <td>18</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>H22(予算)</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>					年 度	総額 (千円)	財源内訳				国・県支出	市債	その他 (受益者負担等)	一般財源	H19(決算)	80				80	H20(決算)	31				31	H21(決算)	18				18	H22(予算)	7				7
年 度	総額 (千円)	財源内訳																																					
		国・県支出	市債	その他 (受益者負担等)	一般財源																																		
H19(決算)	80				80																																		
H20(決算)	31				31																																		
H21(決算)	18				18																																		
H22(予算)	7				7																																		
平成22年度事業費内訳	<ul style="list-style-type: none"> 負担金補助および交付金7千円 <p>交付申請予定事業所 1事業所(平成22年11月末返済完了)</p>																																						

事業の成果と課題 (同和問題の解決に 向けた視点で)	中小企業者の経営基盤の強化を図ることができた。
一般施策化した場合 の経費等について	<p>類似の制度の有無 (有の場合、制度名と制度の概要) 無</p> <p>一般施策化に要する経費等</p> <p>事業費 2,350千円 (247,456千円×1.9%×1/2 市小口資金のみ) 県資金については未調査</p>
福祉実態調査との関 係性	事業者の把握として、雇用形態調査から、地区では会社・団体役員が4.3%（前回3.8%）、自営が9.9%（前回13.5%）に対し、一般では、会社・団体役員が2.8%（前回1.6%）、自営業が6.7%（前回9.4%）である。 一般に比べ、地区の方が会社・団体などの役員、自営業の比率が若干高い。 (P50より)
県内の他自治体の状 況	<p>【制度なし】 A市・B市・C市・D市・H市・J市・K市・L市・M市</p> <p>【継続】 [F市] <ul style="list-style-type: none"> ■対象制度融資 市中小企業振興資金・市小口簡易資金・県小規模事業資金 ■利子補給率 1/2 <p>[G市] <ul style="list-style-type: none"> ■対象制度融資 市小口簡易資金 ■利子補給率 1%以内 <p>【検討中】 [I市] <ul style="list-style-type: none"> ■対象制度融資 市小口簡易資金・県小規模事業資金 ■利子補給率 1.5%以内 <p>対象者1名が平成22年度で償還完了のため見直し</p> </p></p></p>
備考	

同和対策施策概要説明書

施策名	大型共同作業場					
担当部局名(部・所属)	産業振興部 産業労政課					
事業開始年度	昭和48年建設					
根拠法令等						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託(委託先:草津市大型共同作業場管理運営組合) <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()					
目的(何のために)	同作業場の管理、および内職作業に対する支援業務を草津市大型共同作業場管理運営組合に委託することにより、同作業場の一体的管理運営を図るため。					
対象(誰・何を対象)	<input checked="" type="checkbox"/> 委託契約相手先:草津市大型共同作業場管理運営組合 <input checked="" type="checkbox"/> 委託業務:草津市大型共同作業場管理業務、および草津市大型共同作業場内職作業支援業務					
事業の歴史的経緯	草津市大型共同作業場は、昭和40年の同和対策審議会答申により昭和44年に策定された「同和対策長期計画」に基づく「同和地区住民の経済向上対策の一環」としての国庫補助の地方改善施設整備費補助金により整備されたもので、この草津市大型共同作業場の建設当初の運営主体を承継している「草津市大型共同作業場管理運営組合」に同作業場の管理業務を委託している。					
所得制限	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> (有の場合の制限額: 円)					
事業内容(手段、手法など)	<input checked="" type="checkbox"/> 契約期間: 1年間(4/1~3/31) <input checked="" type="checkbox"/> 委託業務内容 【草津市大型共同作業場管理業務】 - 平日(1/2/29~1/3は除く)の9時から17時までの同作業場の開閉門 - 9時から17時まで常時1名の配置 - 開門時間内の建物への来所者の対応、および記録 - 開門時間内の建物および周辺の警備 - 開門時間内の施設内、施設周辺の日常的な維持管理 - 施設に入っている団体と市との連絡調整 - 地元住民の雇用調整 - 施設全体の光熱水費の支払い - 上記業務の市指定様式による日報報告、業務報告 【草津市大型共同作業場内職作業支援業務】 - 同作業場内でのフォークリフトの運転 - 業務時間は平日(1/2/29~1/3は除く)の9時から17時の間で2時間 - 業務従事人員は1名 - 上記業務の市指定様式による日報報告、業務報告					
事業の必要性	同作業場の管理、および内職作業に対しての支援業務を草津市大型共同作業場管理運営組合に委託することにより、同作業場の一体的管理運営を図るため					
事業費(財源内訳・単位千円)	年 度	総 額 (千円)	財源内訳			
			国・県支出	市債	その他 (受益者負担等)	一般財源
	H19(決算)	2,063	0	0	0	2,063
	H20(決算)	2,063	0	0	0	2,063
	H21(決算)	2,063	0	0	0	2,063
平成22年度 事業費内訳	委託料: 2,063千円 (管理業務1,694千円、内職支援業務369千円)					